

電子書籍と利用者の権利

—紙媒体による書籍との比較において—



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師
西口 博之

目 次

- I. はじめに
- II. 著作権と電子化
 - 1. 著作物とその権利保護（著作権と所有権）
 - 2. 著作物の電子化—電子書籍市場の形成
 - 3. 電子出版権の創設と法改正
- III. 電子書籍とその法的性格
 - 1. 電子書籍と著作権
 - 2. 配信利用規約（契約）
- IV. 電子書籍の法的諸問題
 - 1. 紙媒体書籍との比較における法的問題
 - 2. 配信利用規約と約款
- V. おわりに

I. はじめに

2010年が電子書籍の元年だと言われる様に、最近電子書籍・電子雑誌と呼ばれる電子書籍サービスが急速な普及を遂げている。

そして、その利用者也従来の音楽・映像配信などを通じて、かつこれも急速に普及しつつある携帯電話・スマートフォンその他のデバイスの存在もあり、電子書籍への慣れがその普及の後押しをしたものと思われる。

その一方で、電子書籍の利用者は、従来の紙媒体の書籍・雑誌との性格の相違に戸惑いを感じることも多い。

本稿では、最近の電子書籍の普及に伴う、電子書籍の問題点、とりわけ利用者（読者）の観点からしての、法的な問題などを中心に上げ、紙媒体との比較において論じるものである。

Ⅱ．著作権と電子化

1．著作物とその権利保護（著作権と所有権）

著作権法における著作物は、有体物と無体物に分けられるが、紙媒体の書籍は、有体物として存在し、それを担保する法律上の権利が所有権である。

しかし、電子書籍は無体物としてその創作及びサービスが提供されるが、その法律上の権利が著作権である¹。

この様に、著作権と所有権とは同時に併存し得る権利であり²、有体物（紙媒体の書籍）の窃盗は所有権の侵害となり、無体物としての著作物である電子雑誌の無断でのインターネット配信は著作権の侵害となる。また、その法律上の効果としては、紛争があった場合、書籍の所有権侵害（窃盗）の場合は、所有物（紙媒体の書籍）の返還を請求できるが、電子書籍の場合は、侵害行為（違法ダウンロード）の停止（無作為）を請求することが出来る。

この様な、所有権と著作権との相違については、次の最高裁判例でも示されている³。

その判例は、中国の有名な書画の所有者（原告）が元所有者からの当該書画の写真譲渡を受けて出版をした被告に対して起こした出版差止訴訟での最高裁の判断で「それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権利ではないと解するのが相当である」として被告の著作権侵害を否定した。

一方で、著作物がデジタル化されることによって生じる電子書籍としての権利は著作権法上で保護を受けるのは、自動公衆送信権（23条1項）と送信可能性権（23条1項括弧書き）と言われている。

前者は、送信したい情報を各人のPCからサーバーのPCに送信し、これをサーバーコンピュータの公衆送信記録媒体に複製する権利であり、後者はインターネットに接続されたサーバーへ著作物をアップロードする権利である⁴。

ところで、紙媒体による書籍と電子書籍の相違点を下記する。

1 島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』有斐閣（2010年）175頁以下。

2 盛岡一夫「著作権の概念」『著作権法と民法の現代的課題—半田正夫先生古希記念論集』法学書院（2003年）49頁以下。

3 阿部浩二「有体物と無体物—願真卿自書建中告身帖事件—」『別冊ジュリスト』第157号（第3版）4頁以下。

4 村瀬拓男『電子書籍・出版の契約実務と著作権』民事法研究会（2013年）98頁以下。